# 裁決評釈

# 違法ではなく不当として青色申告の承認取消処分を 取り消した事例

国税不服審判所平成 22 年 12 月 1 日裁決(裁決事例集 81 号)

前国税不服審判所国税審判官 河 合 厚

#### **SUMMARY**

不当とは、法に違反していないが制度の目的からみて適切でないこと、言い換えれば、裁量の範囲逸脱・濫用に至らない程度の裁量の不合理な行使をいう。不服申立てにおいては、処分の適法、違法だけでなく、処分に係る裁量の当、不当についても審査の対象となる。

本稿は、違法ではなく不当として青色申告の承認取消処分の取消しの判断を示した公表裁決(http://www.kfs.nta.go.jp/service/JP/81/09/index.html)を取り上げ、処分の不当性と審査請求、青色申告承認の取消しと裁量、本裁決における不当性の判断などについて解説するとともに、本裁決の妥当性を検証し、その意義を明らかにするものである。(平成25年9月30日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税 務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示 すものではありません。

目 次
1 事案の概要
(1) 争点
(2) 処分庁の主張
(3) 請求人の主張
2 裁決の要旨
3 評 釈
(1) 処分の不当性と審査請求220
(2) 青色申告承認の取消しと裁量220
(3) 本裁決における不当性の判断221
イ 法令解釈222
□ あてはめ ····································
(4) 結論····································
4 参考223

## 1 事案の概要

本事案は、 原処分庁が現金出納帳などの 帳簿が一切作成されていないとして青色申告 の承認を取り消したこと及び更正通知書に更 正の理由が附記されていないことは違法又は 不当か否か、また、 青色申告の承認の取消 処分が違法又は不当といえない場合、審査請 求人(以下「請求人」という。)と請求人が株主 である同族会社との不動産の賃貸借に係る行 為又は計算が請求人の所得税の負担を不当に 減少させる結果となると認められるか否かが 争われたものである。

原処分庁は、請求人に対し、事業に関する帳簿書類の提示を求めたところ、作成していないとの理由で提示されなかったなどとして、青色申告の承認の取消処分をし、請求人と請求人が株主である同族会社との間の不動産の賃貸借に係る取引が、請求人の所得税の負担を不当に減少させる結果となるとして、所得税法第157条《同族会社等の行為又は計算の否認等》を適用して所得税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分を行った。

請求人はこれを不服として、違法又は不当 を理由に原処分の全部の取消しを求め、本件 審査請求に及んだ。

### (1) 争点

原処分庁が、現金出納帳などの帳簿が一切 作成されていないとして青色申告の承認を取 り消したこと及び更正通知書に更正の理由が 附記されていないことは、違法又は不当か否 か(他の争点及びそれに関する主張・評釈は 省略)

## (2) 処分庁の主張

請求人は、原処分庁の不動産所得の調査の際、原処分庁所属の調査担当職員に、不動産所得に係る帳簿は作成していないとして、現金出納に関する事項(現金取引の年月日、必要経費に係る取引ごとの事由、出納先及び金額並びに日日の残高)を記載した帳簿(以下「現金出納帳」という。)を提示しなかったこと認められ、この事実は、請求人の不動産所得に係る帳簿書類の備付けが所得税法第148条《青色申告者の帳簿書類等》第1項に規定する財務省令で定めるところに従って行われ

ていない場合に該当する。

また、請求人は、不動産所得に係る取引を記載した伝票を作成し保存していたから、帳簿書類の備付けはされていた旨主張するが、原処分に係る調査の際、請求人は、当該伝票を提示しなかっただけでなく、その存在を明らかにしなかったことから、原処分庁において、当該伝票について確認することができず、帳簿書類の備付け、記録及び保存が正しく行われているか否かを判断することができなかったのであり、このことは、所得税法第150条《青色申告の承認の取消し》第1項第1号に規定する青色申告の承認の取消事由に該当する事実があるものと解される。

### (3) 請求人の主張

請求人は、不動産所得については伝票式会 計によっており、一切の取引を伝票に記帳し、 つづって保管するとともに、収入集計表等も 常時備えており、所得税法が要求する不動産 所得の金額を正確に計算するのに必要な帳簿 を備え付けていた。また、請求人は、固有の 現金出納帳(ノート状の帳簿に現金取引を独 立して記載したもの)は作成していないもの の、現金出納に関しても、伝票に現金取引の 年月日、必要経費に係る取引ごとの事由、出 納先及び金額などを記載して、それらをつ づって保管することにより、現金出納に関す る事項を記載した帳簿書類も備え付けてい た。したがって、請求人の不動産所得に係る 帳簿書類の備付けは、所得税法第148条第1 項に規定する財務省令で定めるところに従っ て行われていたと認められ、青色申告の承認 の取消事由に当たる事実はない。

原処分庁は、請求人が当該伝票を提示しなかったとして帳簿書類の備付けがなされていなかった旨主張するが、帳簿の提示がないことを帳簿の備付けがないことと同視するのは、税務当局の再三の提示要求にもかかわらず提示しなかった場合であるところ、請求人は、伝票の提示を求められたことは一切なく、

具体的に提示を求められた申告書作成のための集計表等はすべて提示してきており、調査において請求人が帳簿書類の提示を拒否した事実はない。また、原処分庁所属の調査担当職員は、請求人の経理処理方法を確認するという通常調査でなされる努力をすれば、伝票の存在は容易に把握できたにもかかわらず、現金出納帳の有無にこだわり、固有の現金出納帳の不存在をもって直ちに帳簿書類が不存在であると認定しており、その事実認定には誤りがある。

### 2 裁決の要旨

青色申告の承認の取消しは、形式上所得税法第150条第1項各号に該当する事実があれば必ず行われるものではなく、現実に取り消すかどうかは、個々の場合の事情に応じ、処分庁が合理的裁量によって決すべきである(1)。その青色申告の承認取消処分を行うか否かの判断に当たっては、所得税法第150条第1項第1号に該当する事実が形式的に存在するか否かだけでなく、請求人の業種業態、事業規模に応じた帳簿書類の備付け及び記録の状況、帳簿書類の提示の状況等の個々の事情をも総合的に勘案し、真に青色申告を維持するにふさわしくない場合に、取消処分を行うべきである(2)。

本件についてみると、請求人の帳簿書類の 備付け、記録及び保存は、財務省令に従って 行われていないものというべきであり、所得 税法第150条第1項第1号の青色申告の承認 の取消し事由に該当する事実があると認めら れるから、本件取消処分は違法とはいえない。

しかし、 請求人の帳簿書類の備付け及び記録の不備の程度は甚だ軽微なものと認められる、 帳簿書類の備付け及び記録の不備による請求人の申告納税に対する信頼性が損なわれているとまではいえない、 原処分庁が請求人の記帳状況を確認できない状態であったとは認められず、青色申告者が帳簿書類の

調査に正当な理由なくこれに応じないため、 その備付け、記録及び保存が正しく行われて いることを税務署長が確認することができな いときに該当するとまではいえない。

以上の事情を総合勘案すれば、本件は、真に青色申告を維持するにふさわしくない場合とまでは認められないことから、本件取消処分は、不当な処分と評価せざるを得ず、これに反する原処分庁の主張には理由がない。

以上のとおり、本件取消処分は、不当であるから取り消すべきであり、それに伴い、本件各更正処分に係る更正通知書には、所得税法第 155条《青色申告書に係る更正》第 2 項に規定する更正の理由が附記されるべきところ、その理由が附記されていないことから、本件各更正処分はいずれも法令の要件を欠く違法な処分となる。したがって、本件各更正処分は、所得税法第 157条の適用について判断するまでも無く、その全部を取り消すべきである。

## 3 評 釈

本件は、所得税法第 150 条第 1 項に該当するものとして原処分庁が行った青色申告の承認の取消処分につき、同条に照らし違法な処分ではないものの、同条、最高裁判所第一小法廷昭和 49 年 4 月 25 日判決<sup>(3)</sup>等に沿って、不当な処分であると判断した事案である。

## (1) 処分の不当性と審査請求

行政不服審査法第1条《この法律の趣旨》には、「この法律は、行政庁の<u>違法又は不当な</u> 処分 その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な 手続による国民の権利利益の救済を図るとと もに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」と規定している。また、国税通則 法第80条《行政不服審査法との関係》では、「国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てについては、この節その他国税に関

する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法(第2章第1節から第3節まで(不服申立てに係る手続)を除く。)の定めるところによる。」とあり、行政不服審査法の一般的な考え方は、税務争訟についても原則として適用されるべきであると解されている(4)。

すなわち、国税に関する法律に基づく処分等に係る不服申立てにおいては、課税処分等の適法、違法のほか、適法であったとしてもその処分等の裁量の当、不当についても審査の対象となり<sup>(5)</sup>、国税不服審判所長は、不当を理由として課税処分等を取り消すことができるものと解される<sup>(6)</sup>。

なお、裁量権の行使が踰越濫用(\*\*)に当たる場合には、当該行政行為が違法になり、この場合、不服申立て及び司法の審査の対象になる。

不当とは、「法に違反していないが制度の目的からみて適切でないことをいう、例えば、 裁量権のある者が権限の枠内で不適切な裁量 をした場合には、違法ではないが不当である などという」(8)、又は「裁量の範囲逸脱・濫 用に至らない程度の裁量の不合理な行使をい う」(9)と解されている。

### (2) 青色申告承認の取消しと裁量

青色申告の承認の取消しについて、所得税法第 150 条第 1 項では、「第 143 条《青色申告》の承認を受けた居住者につき次の各号に該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、その承認を取り消すことができる。」と規定している。この「所轄税務署長は…できる。」との文言より、税務署長には、同項各号に基づく取消事由がある場合、青色申告の承認を取り消すことについての裁量(判断の余地)が与えられているものと解される(10)。

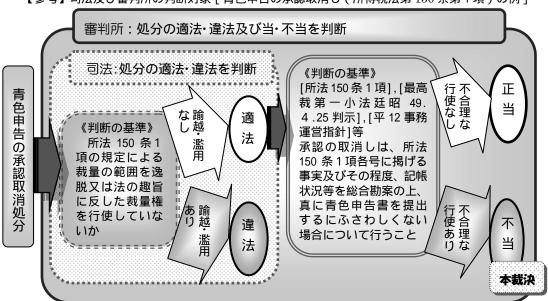
すなわち、青色申告承認の取消しは、所得税法第 150 条第 1 項各号に規定する青色申告承認の取消事由に該当する事実があれば必ず

行われなければならないものではなく、「現実に取り消すべきかどうかは、個々の場合の事情に応じ、原処分庁が合理的裁量によって決すべきものと解するのを相当(11)」とするものである。

それでは、税務署長は、青色申告承認の取消しにおける納税者の「個々の場合の事情」について、何を規範として「合理的裁量によって決すべき」なのか。

青色申告承認取消しの意義について、横浜 地裁平成17年6月22日判決(税資255号順 号10060)では、「青色申告の承認を受けた 納税者について、特典等の付与を継続するこ とが青色申告制度の趣旨・目的に反すること となるような一定の事情がある場合には、そ の承認を取り消すことができるものとすることによって、青色申告制度の適正な運用を図るうとすることにあるものと解される。」と判示している。また、国税庁から発遣された平成12年7月3日付事務運営指針(12)でも、「個人の青色申告の承認の取消しは、法第150条第1項各号に掲げる事実及びその程度、記帳状況等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくない場合について行う」とある。

税務署長は、これらを基準とし、納税者の「個々の場合の事情」に応じ、その「合理的 裁量によって」青色申告承認の取消しを決す ものと解される。



【参考】司法及び審判所の判断対象「青色申告の承認取消し(所得税法第 150 条第 1 項)の例 ]

## (3) 本裁決における不当性の判断

本裁決では、所得税法第 150 条第 1 項に規定する青色申告の承認の取消処分につき、その適法・違法性とともに、同取消処分の正当・不当性について、所得税法第 150 条第 1 項に規定する「所轄税務署長は……その承認を取り消すことができる。」を行政庁の裁量行為と

して審査の対象とし、判断したものである。

裁決書の「4判断」では、所得税法第150条第1項の趣旨・目的、裁量権の行使の判断事項について解釈し、請求人の記帳状況、原処分庁の調査の状況等の事実を認定した上で、本事例の青色申告の承認の取消処分の違法性及び不当性を判断している。

具体的には、次の構成による。

## イ 法令解釈

本裁決書の「4(1)イ法令解釈」では、 所 得税法第 150 条第 1 項の趣旨として、東京地 方裁判所昭和 38 年 10 月 30 日判決( 行裁 14 巻 10 号 1766 頁)を引用し、「青色申告制度 は、誠実かつ信頼性のある記帳をすることを 約束した納税義務者が、これに基づき所得額 を正しく算出して申告納税することを期待 し、かかる納税義務者に特典を付与するもの であり、青色申告の承認の取消しは、この期 待を裏切った納税義務者に対しては、いった ん与えた特典を剥奪すべきものとすることに よって青色申告制度の適正な運用を図ろうと することにあるものと解される」と述べ、次 に、 同規定の適用について、最高裁昭和49 年4月25日第一小法廷判決(13)を引用し「青 色申告の承認の取消しは、現実に取り消すか どうかは、個々の場合の事情に応じ、処分庁 が合理的裁量によって決すべきである」と述 べている。更に、同規定の適用に当たって の処分庁の合理的裁量の基準として、国税庁 事務運営指針(14)に定める「個人の青色申告の 承認の取消しは、真に青色申告書を提出する にふさわしくない場合について行うこと」の 取扱いを挙げ、この取扱いは相当であると解 している。また、 納税者の帳簿不提示は青 色申告の取消事由に当たることにつき、東京 高等裁判所平成7年12月11日判決 税資214 号 715 頁。同判決の判示は上告審 (最高裁平 成 8 年 9 月 13 日第二小法廷判決(税資 220 号 657 頁) でも支持)) を引用し、「青色申告 者が上記帳簿書類の調査に正当な理由なくこ れに応じないため、その備付け、記録及び保 存が正しく行われていることを税務署長が確 認することができないときは、同法第 150 条 第1項第1号が定める青色申告承認の取消事 由に該当するものと解すべきである」と述べ ている。

そして、これら上記 ~ を総括して、「し

たがって、青色申告の承認取消処分を行うか 否かの判断に当たっては、所得税法第 150 条 第 1 項第 1 号に該当する事実が形式的に存在 するか否かだけでなく、請求人の業種業態、 事業規模に応じた帳簿書類の備付け及び記録 の状況、帳簿書類の提示の状況等の個々の事 情をも総合的に勘案し、真に青色申告を維持 するにふさわしくない場合に、取消処分を行 うべきである。(15)」と結んでいる。

## 口 あてはめ

裁決書「4(1)八あてはめ」の箇所では、上記法令解釈及び認定事実を基に、まず、「本件取消処分は違法とはいえない。」と判断している。

次に、本件取消処分の不当性の有無について、 当該法令解釈、 本件伝票への記録状況や請求人の帳簿書類の備付け及び記録の不備の程度より請求人の申告納税に対する信頼性が損なわれているとまではいえないこと、

原処分庁の調査の状況より正当な理由なく 帳簿書類の調査に応じないため帳簿書類の備 付け記録及び保存が正しく行われていると確 認することができないものに該当するとまで いえないことより、「本件は、真に青色申 告を維持するにふさわしくない場合とまでは 認められないから、本件取消処分は、不当な 処分と評価せざるを得ず」と結び、「本件取消 処分は、不当であるから取り消すべきであ る。」と判断している。

#### (4) 結論

本裁決は、国税不服審判所長は不当を理由 として課税処分等を取り消すことができるも のと解されることを前提に、所得税法第 150 条第 1 項は税務署長の裁量が与えられている 規定であり、判例等より同条の法令解釈を 行った上で、原処分庁及び請求人の主張を基 に認定事実を整理し、青色申告の承認の取消 処分の不当性につき判断したものである。

先に述べたように、国税に関する法律に基づく処分等に係る不服申立てにおいては、課

税処分等の適法、違法のほか、適法であったとしてもその処分等の裁量の当、不当についても審査の対象となる。国税不服審判所は、その審理の対象として、法令により裁量権を行使し得る行政行為につき、制度の趣旨・目的や判例等からみて、裁量権の踰越・濫用は認められない(違法性はない)ものの、不合理な裁量権行使であるか否か(不当性の有無)につき判断が可能な機関であり、本裁決は、それを示したものである。

なお、どのような行政行為が不合理な裁量権行使となるのかについては、それぞれの行政行為を規定する法令の趣旨・目的や、その基準(判例、法令解釈通達など)の有無によるものと解せられ、一概に基準・範囲は示すことはできないものと推察される。今後の裁決例を待ちたいところである(16)。

#### 4 参考

《参考法令、通達》

- ・所得税法第150条第1項
- ・平成12年7月3日付課所4-17ほか3課 共同「個人の青色申告承認の取消しについ て」(事務運営指針)

#### 《参考判例》

最高裁昭和 49 年 4 月 25 日第一小法廷判決 (民集 28 巻 3 号 405 頁)

東京地裁平成 9 年 11 月 10 日判決(税資、行集等未登載)

大阪高裁昭和 38 年 12 月 26 日判決 ( 行裁 14 巻 12 号 2174 頁 )

長野地裁平成 5 年 11 月 25 日判決(税資 199 号 909 頁)

横浜地裁平成 17 年 6 月 22 日判決(税資 255 号順号 10060)

東京高裁平成 7 年 12 月 11 日判決(税資 214号 715頁)

最高裁平成 17 年 3 月 10 日第一小法廷判決 (民集 59 巻 2 号 379 頁) (1) 最高裁昭和 49 年 4 月 25 日第一小法廷判決(民集 28 巻 3 号 405 頁)。

同判決は、青色承認取消通知書の理由附記の内容及び程度について争った事案に係るもので、「(青色申告の)<u>承認の取消しは、形式上同項各号に該当する事実があれば必ず行なわれるものではなく、現実に取り消すかどうかは、個々の場合の事情に応じ、処分庁が合理的裁量によつて決すべきものとされているのである</u>から、処分の相手方としては、その通知書の記載からいかなる態様、程度の事実によつて当該取消しがされたのかを知ることができるのでなければ、その処分につき裁量権行使の適否を争う的確な手がかりが得られないこととなるのである。」と判示したものである。

(2) 国税庁より発遣された平成 12年7月3日付課 所4-17ほか3課共同「個人の青色申告承認の取消しについて」(事務運営指針)。

同指針は、「個人の青色申告の承認の取消しは、 法第 150 条第 1 項各号に掲げる事実及びその程 度、記帳状況等を総合勘案の上、真に青色申告書 を提出するにふさわしくない場合について行う」 と、所得税法第 150 条第 1 項の趣旨を踏まえた同 規定の適用に関し留意すべき事項等の取扱いを 定めている。

- (3) 前掲注(1)参照。
- (4) 志場喜徳郎他著「国税通則法精解」平成 25 年 改訂版 957 頁。
- (5) 国税通則法第 102 条《裁決の拘束力》第 2 項では「……手続の違法又は<u>不当</u>を理由として裁決で取り消され……」と、裁決での不当を理由とした取消しによる関係処分庁への拘束力について規定している。
- (6) 東京地裁平成9年11月10日判決(税資、行集等未登載)では、「行政不服審査は、不服審査庁において、不服申立てに係る処分等が法令に違反していないかどうか、法令の趣旨及び行政目的に照らして右処分等における<u>裁量権の行使が不当なものではないかどうか</u>を審査するものであり、不服審査庁は、右の範囲の審査権限を有するにすぎない」旨判示している。

学説においては、芝池義一教授は「不服申立においては、この不当な処分に対しても救済の可能性が与えられている(行政救済法講義[第3版]

185頁)」としている。また、三木義一教授は「違 法な問題だけではなくて、不当な問題についても 救済できるのが行政不服申立制度です。しかし、 ある処分が不当だから取り消すというふうに裁 決で明文で書いているものを、まだ見たことがな い。」と、また、山田二郎弁護士は「建前では違 法のみならず、不当についても、見直すことがで きることになっているのですが、不当とは何かと いう判断が難しい問題です。」と述べ、また、田 中治教授は「課税処分に関しては適法か違法かと いう、この物差しのみだと思います。何が不当か というのは難しいところがあるというのが理由 の一つですが、少なくとも課税処分は法規に照ら して、法律に従っているか従っていないか、物差 しとして基本はそうだと思います。」と述べてい る(以上「納税環境整備に向けた課題と期待され る方向性」(税理 2010.6 174 頁))。

- (7) 裁量権の踰越とは、法の許容する裁量の範囲を 逸脱することを意味し、裁量権の濫用とは、表面 的には法の許容する裁量の範囲内であるものの 法の趣旨に反して裁量権を行使することをいう。 判例は、両者を一括して、裁量権の限界の問題と して論じている。裁量権の踰越濫用になる場合と しては、法律の目的違反、不正な動機、平等原則 違反、比例原則違反等が挙げられる(宇賀克也著 「行政法概説 行政法総論(第2版)287頁等)。
- (8) 法律学小事典[第3版]有斐閣 29頁。
- (9) 芝池・前掲注(6)185 頁。
- (10) 大阪高判昭和 38 年 12 月 26 日判決(行裁 14 巻 12 号 2174 頁)では、「法人税法第 25 条第 8 項各号に該当する事実がある場合青色申告書提出承認を取消すべきか否かについて同法は税務署長に合理的な範囲内に於いて裁量権を与えているもので(ある。)」と判示している。
- (11) 長野地裁平成5年11月25日判決(税資199号909頁。同判決の判示は、控訴審(東京高裁平成7年12月11日判決(税資214号715頁)及び上告審(最高裁平成8年9月13日第二小法廷判決(税資220号657頁)でも支持)。
- (12) 前掲注(2)参照。
- (13) 前掲注(1)参照。
- (14) 前掲注(2)参照。
- (15) 所得税法第 150 条第 1 項第 1 号に相当する法 人税法第 127 条第 1 項第 1 号に関するものとし

- て、「本件事実関係によれば、上告人は、被上告人の職員から上告人に対する税務調査において適法に帳簿書類の提示を求められ、これに応じ難いとする理由も格別なかったにもかかわらず、帳簿書類の提示を拒み続けたということができる。そうすると、上告人は、上記調査が行われた時点で所定の帳簿書類を保管していたとしても、法人の検査に当たって適時にこれを提示することをしていなかったというべきであり、本件は同法 127条1項1号に該当する事実がある場合に当たるから、被上告人が上告人に対してした本件青色取消の分に違法はない。」とした最高裁平成17年3月10日第一小法廷判決(民集59巻2号379頁)がある。
- (16) 処分の不当性に関する公表裁決として、差押処分が差押えの趣旨等に反し不当かを争点とした平成22年9月29日裁決(裁決事例集80号220頁,http://www.kfs.nta.go.jp/service/JP/80/14/index.html)及び平成21年5月11日裁決(裁決事例集77号593頁,http://www.kfs.nta.go.jp/service/JP/77/37/index.html)がある。また、裁量権の逸脱を争点とした先例裁決として、平成18年2月14日裁決(裁決事例集71号641頁,http://www.kfs.nta.go.jp/service/JP/71/27/index.html。同事件は札幌高裁平成20年8月29日判決(平成20年(行コ)第8号(控訴棄却・上告不受理))により「Y税務署長の判断には合理性があるから、本件各取消処分に裁量権の逸脱があるということはできない。」と判示)がある。